

輪之内町一般廃棄物処理施設(最終処分場)維持管理情報

(令和5年 7月)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号。平成22年5月17日公布。)による、改正後の法9条の3第6項(平成23年4月1日施行)の規定により、一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報を以下のとおり公表します。

公表開始日 令和5年10月2日

輪之内町 住民課

1. 施設概要

設置主体名	輪之内町		
施設名称	輪之内町一般廃棄物最終処分場		
施設所在地	安八郡輪之内町南波字村上地内		
総面積	7,623 m <sup>2</sup>	浸出水処理施設	運営管理体制
埋立面積	6,548 m <sup>2</sup>	無	委託
埋立容量	31,193 m <sup>3</sup>		

2. 埋立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

単位:t

埋立廃棄物	瓦	レンガ	泥壁 (わらを含まないものに限る)	コンクリート破片 (こぶし大の大きさまでとする)	計	
月	4月	0.80	0.70	0.00	0.00	1.50
	5月	0.00	0.00	0.00	0.60	0.60
	6月	0.30	0.00	0.00	0.00	0.30
	7月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	計	1.10	0.00	0.00	0.60	2.40

3. 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハの規定による水質検査

試料名	基準値		単位	浸透水	上流	下流
	浸透水	地下水		浸透水	最終処分場周辺地下水	最終処分場周辺地下水
採取場所					最終処分場周辺地下水	最終処分場周辺地下水
採取年月日				令和5年7月12日	令和5年7月12日	令和5年7月12日
検査結果が得られた年月日				令和5年8月8日	令和5年8月8日	令和5年8月8日
検査項目						
電気伝導率	-	-	mS/m		13	36
塩化物イオン	-	-	mg/L		1.1	18
水素イオン濃度	pH	5.8~8.6	-	7.9		
生物化学的酸素要求量	BOD	60	mg/L	3.5		
化学的酸素要求量	COD	90	mg/L	7.7		
浮遊物質	SS	60	mg/L	16		
窒素含有量	T-N	120	mg/L	2.6		
カドミウム		0.003	mg/L	0.003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
シアン		1	検出されないこと	mg/L	0.1 未満	不検出(0.1未満)
鉛		0.1	0.01	mg/L	0.01 未満	0.005 未満
六価クロム		0.5	0.05	mg/L	0.01 未満	0.01 未満
ヒ素		0.1	0.01	mg/L	0.01 未満	0.005 未満
総水銀		0.005	0.0005	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	mg/L	不検出(0.0005未満)	不検出(0.0005未満)
PCB		0.003	検出されないこと	mg/L	0.0005未満	不検出(0.0005未満)
トリクロロエチレン		0.3	0.03	mg/L	0.01 未満	0.001 未満
テトラクロロエチレン		0.1	0.01	mg/L	0.001 未満	0.0005 未満
ジクロロメタン		0.2	0.02	mg/L	0.02 未満	0.002 未満
四塩化炭素		0.02	0.002	mg/L	0.002 未満	0.0002 未満
クロロエチレン		0.02	0.002	mg/L	0.002 未満	0.0002 未満
1,2-ジクロロエタン		0.04	0.004	mg/L	0.004 未満	0.0004 未満
1,1-ジクロロエチレン		0.2	0.02	mg/L	0.02 未満	0.002 未満
1,2-ジクロロエチレン		0.4	0.04	mg/L	0.04 未満	0.004 未満
1,1,1-トリクロロエタン		3	1	mg/L	0.001 未満	0.0005 未満
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	0.006	mg/L	0.006 未満	0.0006 未満
1,3-ジクロロプロペン		0.02	0.002	mg/L	0.002 未満	0.0002 未満
チウラム		0.06	0.006	mg/L	0.006 未満	0.0006 未満
シマジン		0.03	0.003	mg/L	0.003 未満	0.0003 未満
チオベンカルブ		0.2	0.02	mg/L	0.02 未満	0.002 未満
ベンゼン		0.1	0.01	mg/L	0.01 未満	0.001 未満
セレン		0.1	0.01	mg/L	0.01 未満	0.002 未満
1,4-ジオキサン		0.05	0.05	mg/L	0.05 未満	0.005 未満
大腸菌群数	日間平均3,000		個/ml	30 未満		
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)	5		mg/L	1 未満		
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	30		mg/L	1 未満		
全リン	16		mg/L	0.84		
フェノール類	5		mg/L	0.025 未満		
銅	3		mg/L	0.05 未満		
亜鉛	2		mg/L	0.05 未満		
鉄(溶解性)	10		mg/L	0.1		
マンガン(溶解性)	10		mg/L	0.4		
全クロム	2		mg/L	0.05 未満		
有機リン	1		mg/L	0.1 未満		
ほう素	50		mg/L	0.1		
フッ素	15		mg/L	0.2		
アンモニウム化合物、亜硝酸及び硝酸化合物	200		mg/L	0.92		
ダイオキシン類	10	1	pg-TEQ/L	0.048	0.12	0.061

水質の悪化が認められた場合に講じた措置の年月日と措置の内容

措置の年月日	措置内容

4. 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する事項

点検年月日	点検結果
令和5年7月12日	異常なし
点検結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に講じた措置の年月日と当該措置の内容	
措置の年月日	措置内容